

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会

2022 年秋季 3 号

編集・発行責任者

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会 広報局 森 拓次

〒661-0976 兵庫県尼崎市潮江 2-17-31

TEL 06-6470-3813 Fax 06-6470-3814

E-mail nihosin@gmail.com

鍼灸マッサージの現物給付を回復し未来を切り開こう！！

世界では戦争や紛争で健康と生命が奪われています。止める有効策がないまま不幸が続いています。

人々は平和で平穏に生きる、生まれながらにして民主的権利を憲法によって保証されています。

日本国憲法は私たち国民の最も大事なものです。平和や国民の権利は日々の守る活動なくしては維持できないものです。座して黙してはいつか全て奪われてしまいます。

日本の医療は 701 年の大宝律令で制度として鍼師を養成し、その教授に鍼博士を設ける典薬寮を定めました。天皇や皇族の侍医制から始まり、その伝統を受け、東洋医療は幕末明治へと変わり、世界トップクラスの医療で国民医療として役割を果たしてきました。明治の政変と共に抑圧され大日本帝国の植民地主義化で西洋医療、軍事医療国家へと転換、鍼灸按摩は残ったものの主流から東洋医療ははずされました。

大正 11 年 4 月 22 日健康保険法が創設され「…疾病、負傷死亡又は分娩に関し、療養の給付を為す」とし、昭和 10 年代から戦後昭和 25 年 1 月まで鍼灸は給付されていました。昭和 25 年 1 月唐突に健康保険法を否定する保発 4 号通知で鍼灸按摩マッサージを保険者との契約禁止、同意書添付、期間回数制限、償って全額払う償還払いに変え、給付制度から除外しました。行政の違法通知であることは明らかなことです。当会の母体である協同組合兵庫県保険鍼灸師会は期間回数の完全撤廃、保険者との契約の権利の回復、受領委任払い化を勝ち取りました。しかし、未だ給付の回復は達成していません。

一方で、労災保険、生活保護法では現物給付を実施されています。現状の医療機関で按摩マッサージ指圧、漢方薬の東洋医療は現物給付がなされています。にもかかわらず服従義務のない違法な保発 4 号通知で、鍼灸マッサージを被保険者の患者さん、国民の皆様の現物給付の権利を奪い、国家財政と国民の健康に大きな損失を与えています。許されないことです。

東洋医療は中国で 3000 年と日本で約 1500 年の歴史で効果と安全性が担保され、法に基づいた西洋医療にならぶ正規の医療です。効果についても全科においてその効果は大変優れています。百歳に向かったの高齢化の中、寝たきり、認知症、果てしない介護、医療費増大の中、鍼灸按摩マッサージは大変効果的です。高齢者は足、腰、膝の患いによって寝たきり、さらに認知症へと向かっています。臓器医療でなくて人間全体を診て全科にわたり対応する東洋医療は経済効果も大きく、医療費、介護費用の減少に対する期待は大きいものがあります。医療介護問題の救世主となりうるのではないのでしょうか。また、東洋医療は身体への負担と費用が少なく、回復力がすぐれ元気で健康年齢が上がり、さらに労働年齢も 70、80 歳以上を望め、労働人口を増し、社会への大きな貢献が可能となり、生き甲斐のある人生となります。

前述のごとく、労災保険、生活保護法は現物給付を法の通り実施されています。医療機関でも按摩、マッサージ、指圧、漢方薬の東洋医療は現物給付されています。にもかかわらず服従義務も強制でもないのに一方的に公務員の「優越的地位の濫用」で給付の権利を奪うことは「公務員の職権濫用」であり、刑法 193 条「公務員がその職権を濫用して、人に義務のない事を行わせ、又は権利の行使を妨害したときは 2 年以下の懲役又は禁錮に処する」に相当するのではないのでしょうか。

一刻も早く東洋医療の鍼・灸・按摩・(マッサージ) 指圧の現物給付の権利回復を実現しよう！

藤岡 東洋雄



鍼灸マッサージは逆境に強い業界です

善徳 泰博

健保との出会い編

私の経験を披露し、会員の皆様のご賢察にお任せしたいと存じます。

自己紹介と健保に関して参考になれば幸甚に思います。

私が東北の雪深い横手で開業したのは 1973 年（昭和 48 年 4 月）でした。

じらい
爾来約 50 年に亘り、斯界・斯業で生き・生かされ、齢 74 歳になります。

本題の鍼灸マッサージについて言及したいと考えます。

国民は権利侵害されている！

1982 年、昭和 57 年 3 月に突然、故川俣健二郎代議士の方から鍼灸マッサージの事を知りたいとの電話がありました。当方としても唐突な要請に対応する方法も分らず、「検討したい」と取り敢えず、返事をして電話を切りました。

私も開業来健康保険については、関心はありましたが、所属していた地元の鍼灸マッサージ師会の日鍼会系と全鍼連系（現全鍼師会）両師会の先輩会員に聞いても「面倒だ！厄介だ！」と言われ、漠然として半ば諦め状態でした。そして、業界の周囲は、敬遠者ばかりでした。しかし、来院患者からは、健保についての不満・苦情を言われます。そんな中、私は、知らない分からないと言えない性格ですので、それ以来、深みに嵌り結果的には、約 40 年近く健保に携わることになりました。

業界の健保講習会があっても当時厚生省の通知文を読むだけで、その背景も経緯の説明もなく、後は上手くやれと言われ、資料に関しても知識のある斯界の保険部長であっても役職者ではあるが理解者（精通者）ではありませんでした。

数年毎に行われる中央の保険担当者の健保研修会も「鍼灸マッサージ師」が医師会の信用・信頼を得なければならぬと力説する話ばかりでした。

後に「療養費の支給基準」という本を知り、早速購読はしましたが、用語の解釈もまったく出来ない状態でした。そして、現代とは違い、殆ど独学でやるにしても、今の様にネットもなく、先輩会員に一つ教わり、二つ教わりという手探りの日々であったと思います。

しかし、そんな私でしたが、今は解散した日本保険鍼灸マッサージ連盟の秋田県師会の役職に就き、そのような中で少しずつ保険の仕組みがようやくわかり始めました。

結論を申し上げます、鍼灸マッサージの健康保険は、国民・患者に不便・不利益・不条理を強いています。合理的根拠は一切なく、国民は被害者であり、国家は、憲法違反の行政を行っていると言指しなければなりません。差別行政の極みであります。

本来、私達鍼灸マッサージ師が、健康保険で治療するという事は国民・患者に対する責務・義務であり、現状は国民・患者は、権利が侵されていると言わざるを得ません。

これは、行政の裁量権の乱用・不作為・逸脱行為であります。不法行為を熟知し放置し、行為を看過すれば憲法違反という判例がありますが、鍼灸マッサージ師は、何故黙っているのでしょうか？

私達は、施術者（治療家）であり、行政との仲介業ではありません。役員になったからと言って、急に精通者になるというものでもありません。そして、自分の業（治療院）を休み、自前で行動するというのも出来ません。

組織（団体）は、会員相互の意思疎通を図り、機関決定もしなければなりません。当然事務経費が伴います。

行政訴訟を起こすにしても、私たちの治療費の保険の請求金額（数千円・数万円）を考えてみてください。少額であり、費用対効果で考えてみても、弁護士費用にもなりません。

あまり認めたくありませんが、他業種から見れば、個別事案は「小商い」です。

公訴前の抗告訴訟前の行政指導の話し合いという方法もありますが、これにしても同意書交付の医師や保険請求者の患者にとっても経費と煩わしさが出てきます。

素人集団の斯界は、最初の勢いは無いと言っても過言ではありません。

結局「泣き寝入り」が待っている構図であります。

実に巧妙な手続きに、翻弄され、皆が諦める仕組みでもあります。

誰も自分事と同時に他人事で悔しいと考えても行動しないのが事実です。

私の調査では「行政訴訟は、大方原告が敗訴する仕組みです。

この問題は、政治問題であり、必ず関係団体との力関係・利害関係が表裏に出てきます。

こうした問題に向き合った私の約 40 年間の歳月を「徒労」とは考えたくありませんが、この業界も私も「おかしい」と言わざるを得ません。

公益法人の団体が、健康保険取り扱いにあまり熱心でない理由は、以上のようなところにあります。

会員から会費を徴収している以上、会員への説明責任、理解と共感そして、それと同時に協力をさせていただく必要があります。

私費なら道楽・趣味で済みますが、そうはいきません。

審議会設置と療養費担当官創設

同代議士宅に説明に向いたのは約 2 月後 1982 年（昭和 57 年 5 月）の下旬でした。

このまさか電話一本の話が国会質疑になるとは考えませんでした。

当時、今は解散した日本保険鍼灸マッサージ連盟の秋田県師会の役職をしていた関係上、構成団体の県内の全鍼師会系、日鍼会系、日マ会系、日盲連系そして、秋田県の連合体の日保連の各会長に意見を求めましたが、こうした事案の未経験者で個人だか公人だか訳の分からない意見で結局の所、全国の各会長の丸投げ状態で電話で各氏にありのままを述べ、意向をお尋ねしましたが、これも同様の、率直に言えば就いている役職（肩書）とその者の素養・品性が相違すると痛感し、個人資格で代議士宅に参上しました。

横手の役員も怖気ついて同行せず、誰一人日頃の元気はなく、最初から個人プレーする意志はありませんでしたが、結果的には生来の反骨精神が今に至っているのです。

自助努力・自費出費のライフワークになりました。

個別交渉の途中で大所高所からの意見として中央レベルの意見、見解がほしいとの要請が国会に質疑するにも全国の会長レベルの意見の具申を求められ、これについては末端の役員には出来ず、当時の各公益法人の全国の会長に懇請しましたが応じてくれたのは、故関野光雄全鍼師会長ただ一人でした。

他公益法人の要職者は、一地方の末端役員の懇請を歯牙にも掛けられませんでした。

故関野光雄会長だけ厚生省（厚労省）に陳情しても専門職がいなく、2・3 年毎に人事異動で担当者が代わる為、業界の意見を具申する受付・窓口がなく、担当官はいつも初心者しかいなく困窮していると説明され、そこで故川俣健二郎代議士に率直に具申し、国会の委員会で取り上げる様に懇請し、快諾され、国会質疑の想定問答質疑素案を要請されました。

国会議事録も見た事も無い訳で、関野会長の意向を踏まえ「審議会の設置と療養費担当官の創設方を懇請し、実現させました」今度は国会傍聴も要請されました。選挙民の私の目の前で「颯爽と質疑する姿を見せたかった」と後から思います。

質疑前に質疑原稿を見せられ、私が考えた質問の原案に沿って行われたのに、質問原稿に 2 行空欄があって答弁欄に大臣・官僚の答弁原稿があるのに驚きました。

「これで進める」と見せられ、ある人物の脳卒中について中国から鍼灸の達人が治療目的で来訪している件について疑義があると問題視し加筆しました。

委員会では、想定外であったため、厚生大臣はじめ局長も答弁出来ず、委員会はストップ状態になり、末席の横尾医事課長が「お許し下さい」の答弁に驚きました。

委員会の廊下で社会政策（現医政局）・保険両局長と同課長が私に深く頭を垂れ、「私は継子いじめの行政を改めよと要請しました」知っての通りの行政です。

「療養費の支給基準」を質疑者も答弁者も持っていたのには、驚きました。

厚労省の結論ありきの審議会

また、当時の医療保険審議会「現社会保障審議会療養費部会」の設置の件については、「療養費の支給基準」を発行している社会保険研究所の所長の宮沢 健一氏（医療保険審議会議長）と、全建総連から選出されていた矢田 義昭氏の両氏に文書で要請し、設置させました。

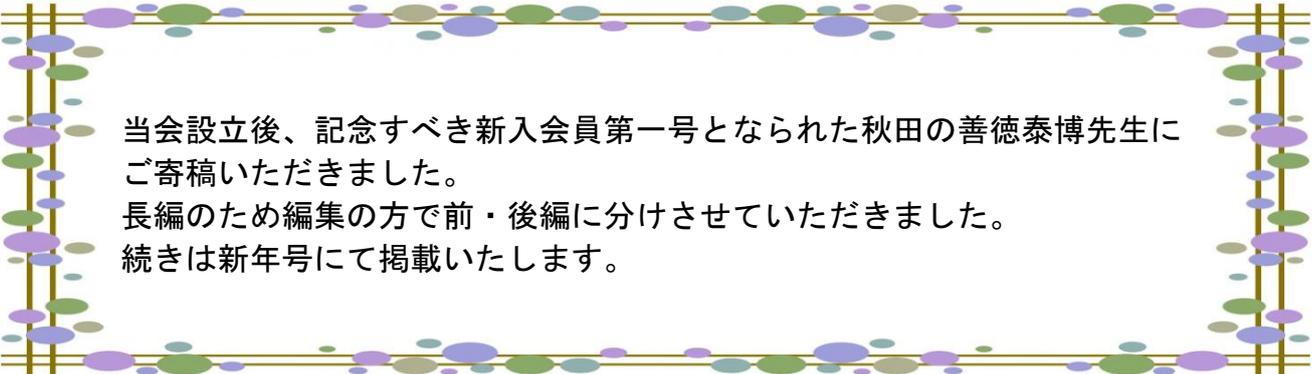
初代の部会長は、医事評論家としてNHKにも出演していた故水野 肇氏（山陽新聞主幹）が就任し、その専門部会委員には、斯界の 3 会長職の委員に日盲連が加わりました。

しかし、折角設けた部会でしたが、今の様にネットでの議事録も公開されておらず、水野部会長に電話でお尋ねしていました。「私が設置させた部会だ。」と自己紹介し、経緯を説明、理解を得、懇切に委員会の様子を説明していただきました。それによると、鍼灸マッサージの団体の委員は、ただ座っているだけで意見を陳述する事はないと聞かされました。会報等に掲載された文章は何なんだと驚きましたが、行政当局に素案を追認する御用委員ばかりだと教えられました。結局は、「最初に厚生省の結論ありき」の内容だったのです。

全国の会長職を務め、期待した人物であっても見識は遺憾ながらありませんでした。

唯々諾々とした追従者が主に委員になっている様でありました。

こうした役職者は業界の功労者ということになり、桜を見る会や園遊会のご招待を受け、栄典・叙勲・勲位がありと、結局、そういうからくりであります。



当会設立後、記念すべき新入会員第一号となられた秋田の善徳泰博先生にご寄稿いただきました。
長編のため編集の方で前・後編に分けさせていただきました。
続きは新年号にて掲載いたします。

マッサージ療養費償還払い再審査請求を振り返って

一般社団法人 鍼灸マッサージ師会
代表理事 清水 一雄

東京での報告です。東京薬業健康保険組合（保険者という）にて関節拘縮有りの同意書を添えてマッサージ療養費の償還払いの申請が不支給になった件です。患者 N さん了解により関東信越厚生局社会保険審査会に審査請求をしましたが裁決は棄却になりました。

更に厚労省社会保険審査会に再審査請求し公開審理とって裁判のような形式で、厚労省にある社会保険審査調整室に出向き再審査請求人と代理人、傍聴者にて公開審理に望みました。

進行はこちらの再審査請求理由書に対しては批判的ではなく肯定的であり、参与と審査会委員の 2 人が支給すべき見解を出してくれたのですが裁決は棄却でした。残されているのは地方裁判所での訴訟（期限：令和 4 年 6 月末）になりますが、今回は N さんと相談し訴訟はしないことにしました。

経緯において保険者は同意医師に関節拘縮・麻痺について同意医師に文書により照会の回答を求め、更に電話による問い合わせをしました。医師は一部関節拘縮を認める回答をしたのですが、結果として保険者の嘱託医（氏名が黒塗り）から出された 1 枚の書面にて関節拘縮は認められないというのが棄却になったようです。現在同じ患者で引き続き 2 度目の再審査請求をしています。

次はどのような展開にするのかは思案中です。行動を起こすことによっていろいろな発見があり大きな収穫と思っています。総て「百聞は一見に如かず」です。

この度の問題点は保険者が直接医療機関へ問い合わせるために N さんに承諾書となる同意書の提出をさせたことです。これにより保険者は同意医師に「麻痺・関節拘縮」があるのか否か回答書を医師に求め、更に医師に電話にて問い詰めたようです。医師にとっては同意書を発行しているのに、保険者から不審な目で見られ手間と時間を要して気分を害することでまったく迷惑な話です。同意書を発行したくなくなると思います。案の定以後医師は N さんに対して申し訳ないのですが同意書の発行は今回限りにしてほしいとなりました。

このようにやむを得ない場合として療養費の支給が用意されているのに、保険者が不支給にさせるための理由探しをしているとしか思えない行為が、辛い症状を抱えた患者を絶望に追いやっていきます。残酷なことが当たり前のごとく行われています。

国家権力を盾に弱い立場の人を救うのではなく、引きずり下ろすような力学が働いているようです。審査請求や再審査請求は大変と思わず国民の声を挙げるように施術者は他人事にせず立ち上がるべきと思います。



療養費申請のツボ



当会は療養費の取り扱いをしておりますが、全国の会員の皆様と療養費の申請事務上の留意点などを（協）兵庫県保険鍼灸師会での知見から共有させていただき趣旨で、ローカル色のある情報も混在しつつ供覧させていただきコーナーです。

●施術報告書交付料の申請月

最近の審査会で、施術報告書交付料の申請月の間違いが多くなっているように思います。施術報告書交付料の申請月は、基本的には同意期限の最終月ですが、再同意を早め早めに取りられるような場合は、施術報告書交付料が交付された月から 5 か月以上が経過していないと申請出来ませんので、注意してください。詳しくは厚生労働省のホームページから、「あはき療養費 施術報告書交付料」で検索していただいて、ご熟読いただければと思います。よろしくお願いいたします。

●申請書類は、最新のものをお使いください。

これも最近の審査会でよくみられるのですが、未だに旧用紙が使われておられる方がおられます。同意書では「古い年号のもの」、施術報告書では「月〇回の記入欄のないもの」、療養費支給申請書では「印のしるしがついたもの」等です。古い用紙しかない場合は、事務所に請求してください。よろしくお願いいたします。

●出張専門枠新設

往療内訳表に出張専門を示す枠が出来ました。該当する場合は〇印を付けてください。

●申請書の委任欄が自署名不能の方のみ印字と押印で OK.

令和 4 年 5 月 31 日の厚生労働省保険局医療課の事務連絡により、自署名不能の方の申請書の委任欄に限り、押印さえすれば、パソコン等による印字でもよいことになりました。このことにより、施術者が代書せずに済み、レセコン利用者にとっては、事務処理が非常に楽になっていたのですが、ある保険者で、「手書きの代書でないため」返戻という事例が発生しました。早速、その保険者に問い合わせたところ、令和 4 年 5 月 31 日の事務連絡を知らなかったようでした。事務連絡のことを告げ、確認してもらい、「自署名不能の方の申請書の委任欄に限り、パソコン等による印字と押印で OK」ということになりました。今回のように保険者でも間違った判断をする場合があります。しっかりと「療養費の支給基準」を勉強しておきましょう。

●一部負担金・請求額の変更について

療養費取扱い者の皆様へは、この会報より前に「一部負担金・請求額の記入方法について」という書面をお送りさせていただいておりました。6 月 29 日の事務連絡に驚かれたと思われませんが、どんな風を感じられたでしょうか？書面にも書かせていただきましたが、本当に腹の立つことばかりです。患者さんからいただく一部負担金と申請書に記入する一部負担金の額が、相違する場合があるなんてことは、あってはならないことだと思います。患者さんからいただく一部負担金の額も請求額もどちらも四捨五入にするかどちらも切り捨てにするかに統一していれば、こんな騒ぎは起きなかったはずですが、または、電療料を 34 円という中途半端な数字にせず、35 円ないし 40 円にさえすれば、こんなことにはならなかったはずですが、そして、通知を出すのが遅過ぎます。6 月の料金改定なのに 6 月 29 日の事務連絡です。6 月の料金改定ならば、最低でも 5 月 31 日までには、通知を出すのが常識ではないでしょうか！断固抗議していきたいと思えます。第一弾として、7 月 21 日の国民の会の役員会の際に、この件についての YouTube 動画を作成いたしました。近々配信されると思えますので、またご視聴お願いいたします。

会の活動・広報部へのご要望、アイデアは随時受け付けております。事務所へご連絡ください。

編集後記

夏号で広報部員の自己紹介も終え、いよいよ紙面を作ることをしないと、と思った矢先。新入会の善徳先生が重厚な投稿をしてくださり、先々の紙面配分の胸算用もほっとしたのでした。